令和元年（ネ）第１６４号　損害賠償請求控訴事件

控訴人　　渡部 寛志　　外２２名

被控訴人　国、東京電力ホールディングス株式会社

意　見　陳　述　書

２０２１年3月３１日

高松高等裁判所 御中

渡　部　寛　志

１、霧中の未来

私は、2011 年 3 月 12 日、福島第一原子力発電所の爆発事故に伴い、当時 2 歳と 6 歳の娘、妻と共に南相馬市小高区から逃げ出しました。あの時からの 10 年を振り返って、なにが一番困難だったか。それは、先を見通せない状況がずっと続いた事、続いている事でした。

私は、10 年前の避難当初、『1 ヶ月くらいで戻れるかな』と期待していました。しかし、戻れませんでした。そして、『いつ解除されるか、その見当もつかない』避難指示が続き、2011 年 4 月 22 日には、警戒区域に指定されてしまいました。

原発事故が始まってから 5 年 4 ヶ月後、2016 年の 7 月 12 日に、避難指示が解除されました。しかし『待ちに待った日がついにやって来た』とはなりませんでした。

「戻ってもよい」と言われても、12km 先のすぐそこには、溶け落ちた核燃料の取り出しも出来ぬままの、あの原発があります。しかも、その『原発の後始末には 2051 年までかかる』と言います。

それに、計画通り終わったという放射性物質の除去、通称・除染は、『原

発事故前の環境へと原状回復を図るもの』ではありませんでした。例えば、『我が家の田んぼには、土 1kg あたり 1500 ベクレルのセシウム』が残ったままです。また、周辺に広がる森林に至っては、林縁から 20m 程の除染だけで、そのほとんどが手付かずのままです。

それでも国は、『年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となる事が確実である』として避難指示の解除をしました。しかし、『安全・安心な生活環境だ』とは断言しません。

そして、避難指示解除から 4 年 8 ヶ月を経た現在、南相馬市小高区の人口は、震災前の約 30%、その半数が高齢者です。

これらの過程と現実の中で、私は、国と東京電力への不信感を募らせ、子供たちの健康不安を拭えぬまま、右往左往しました。未来に関する妻との意見は一致せず、離婚に至り、愛媛で産まれた息子を含め 3 人の子は、3 カ所で皆バラバラに暮らしています。

私にとってのこの 10 年は、「時を巻き戻したい」と思う 10 年です。子供たちのためにもっとよりよい環境を作ってあげれたはず、もっと楽しんで、もっと喜びあえる事をして、家族一緒に、、、と思ってしまいます。

2、東京電力への思い

私は、原発事故直後からしばらくの間、東京電力に怒りを感じていました。しかし、事故収束のために避難もできずに、その現場に踏みとどまっているのは、親戚や知人・同級生・地域の人々などの身近な人達であると改めて気付いてから、次第に怒りは薄れていきました。

振り返ってみれば、私たち原発周辺地域の人々にとって原発は、ずっと以前から、多くの人々の生活を支える、なくてはならない職場でした。

同じ地区で生きてきた 80 代の男性は、原発事故から 10 年を迎える今なお、「我々は原発に助けられて、なんとかこれまで生きて来られた。出稼ぎもしないで原発に勤めていたんだから、やっぱり原発に助けられたんだ

と思っている」と言います。

私は、国と東京電力を訴えています。ですが、心の中では東京電力そのものを憎んではいません。むしろ「頼んだぞ、頑張ってくれよ」という応援する気持ちが強くあります。私たちの地域を、安全・安心な地へと回復させるための必要条件である廃炉作業、東電はその重大な役目を担っているのです。

それに、原発事故のそもそもの責任は、不確かな科学技術でしかない原子力発電を、国策として利用してきた『国』にあります。その強力な推進力によって、電力会社・町民・県民・国民の多くが安全神話の妄信者となり、今回の事故に至ったのです。だから、妄信してしまった私たちこの国の大人すべてにも、原発事故の責任があると、私は認識しています。

そのような思いがあるからこそ、私は松山地方裁判所から続くこの法廷の場でも、東京電力に対する批判を出来る限り避けてきました。また、東京電力もこれまで、法廷の場で私たちに対して、その感情を逆撫でするような発言はほとんどありませんでした。国とは違って、東京電力の法廷対応には、加害者であるという自覚を、多少なりとも感じる事ができました。

しかし、2021 年 1 月 29 日の東京電力によるプレゼンテーションは、被害者の心情にほとんど触れる事なく、自分たちの都合のよいように、偏った事実を述べたものでした。私は、このようなプレゼンテーションを法廷の場でさせた東京電力の首脳陣たちに強く憤りを感じるとともに、このようなプレゼンテーションを万が一にも鵜呑みにされてはならないと思いました。つきましては、東京電力のプレゼンテーションに対する幾つかの批判をさせていただきます。

＜批判①；被害者の多くが、中間指針に基づく賠償水準で納得しているかのような説明であったが、事実の歪曲である＞

東京電力は、『中間指針等に定める賠償額は、“類型的に想定し得る最大限の賠償額”となっている。実際、訴訟を提起した被害者は全体の約 0.8%に止まっている』旨を述べました。しかし、0.8%といえど原告は 12000 人を超えています。また、中間指針によっても解決できず、原子力損害賠償紛争解決センターへ申立した人数は、累計で 112158 人（2020/6/30 時点；文部科学省ホームページより）となっています。

さらに、原子力損害賠償紛争解決手続きに関して、精神的損害の賠償を求める集団申立の事例を見ると、自治体が住民の代理人となり集団申立を行った浪江町では、住民の 7 割以上である 15000 人余りが申立に参加していました。浪江町弁護団は、「この申立に町民の 7 割以上が参加したという事実自体、多くの浪江町民が被害救済が不十分と感じながらも司法手続きによる救済は負担が重すぎて困難だと考えていたことの反映であった（2018/4/6；和解仲介手続き打ち切りに対する弁護団声明)」と述べています。

これらの事実を少ない人数として、また低い割合として、自らの賠償対応のあり方を正当化することは許されません。

しかも、浪江町の集団申立に対する東京電力の姿勢は、浪江町長がい言うように「避難者に寄り添うどころか、突き放しているとしか思えない（2018/4/6；浪江町長コメント)」ものでした。

原子力損害賠償紛争解決センターは、浪江町民に対する精神的損害の賠償額増額を認める和解案を示しました。これに対し、浪江町民の 99%以上の住民が受諾に同意しましたが、東京電力は、「本和解案に応ずることとした場合には、中間指針等によらず、長期避難者の方々に対する賠償の在り方の枠組みそのものを変更することになり、中間指針等に基づき賠償を受けた方々との公平性を著しく欠くことになります（2014/9/17；東電受諾拒否の回答書より)」という理由をあげ、和解案の受諾を拒否しました。

しかし、この拒否理由は、矛盾に満ちています。中間指針を策定した機関は、原子力損害賠償紛争審査会です。その原子力損害賠償紛争審査会の下におかれた原子力損害賠償紛争解決センターが示した和解案を、拒否したのです。

そしてその後、およそ 4 年にわたる和解案受諾の要求・要望活動、勧告にも答えることなく、2018 年 4 月に和解仲裁手続きが打ち切られる結果となりました。

さらに、浪江町の他にも、飯舘村・川俣町・相馬市・福島市などで合計 7000 人以上が精神的損害の賠償を求める集団申立を行ってきましたが、いずれも原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を東電が受諾拒否するというかたちで、和解仲介手続きが打ち切られています。

中間指針は、あくまで事故直後に策定された最低限の基準であって、“最大限の賠償額”などではありません。にもかかわらず、中間指針を盾として、中間指針を超える精神的損害額の直接請求や集団申立のほとんどを拒否する、そして本訴訟では、それらの事実に触れることなくプレゼンテーションを繰り広げる。東京電力は、どれだけの被害者の声に耳を傾けてきたというのでしょうか。様々な苦難に直面した一人一人の訴えに、耳を塞いでいるのではないでしょうか。東京電力は、自らの意思により、積極的救済を図ろうというつもりはあるのか。はなはだ疑問です。

＜批判②； 一時立ち入り費用に関して、十分な賠償を行っているかのような説明をするとともに、福島への一時帰宅に疑問を投げかけているが、心外である＞

東京電力は、私の事例を挙げ、愛媛・福島間自動車移動での一時立ち入り費用に関し、賠償実績は一往復あたり約 68000 円であるとし、東京電力が算定した額よりも 6 年間で 110 万円以上多く支払った旨の説明をしました。実際に私が行き来で使っている 2 トントラックでも、交通費は確か

に足りているように見えます（往復距離 2400km×燃費 0.16ℓ/km×軽油 130 円/ℓ として 1 往復約 50000 円の燃料代と本四連絡橋通行料 1 往復約 12000 円の合計約 62000 円)。しかし、費用はこれだけでは済みません。2 往復に 1 回のエンジンオイル交換におよそ 10000 円、本来不要だった中古トラックの購入費 150 万円、車検代・修理代・税金等々の年間維持費約 20 万円、これらを含めれば 6 年間でさらに 270 万円以上の費用が加算されます。

また、東京電力は、私が福島を往来する目的について、「一時帰宅というよりは、業務として」と表現しました。確かにミカンを運んでいます。ですが私にとって、ミカンを運ぶことは一時帰宅を続けるための理由に過ぎません。

私は、2011 年 7 月以降、年 10 回程、福島との往来を続けています。すでに 100 往復はしたでしょう。そのうち約 60 往復はミカンを積んでいます。もし、業務として利益を得る目的だけであるなら、こんなバカなことはしません。トラックを買って、維持費を払って、１回の行き来で 5 日以上の時間と労力をかけてです。しかも、2017 年 3 月以降分について、東京電力は交通費の請求を受け付けてもいません。赤字はかさむ一方です。

「なぜ福島に行くのか？」、行っても始めの 1 年間は、許可がなければ、家に立ち入ることもできませんでした。宿泊を除く一時立ち入りができるようになっても、やれることはほとんどありませんでした。それでも足を運ぶのは、そこに生きてきた場所があり、生きてきた過去があり、生きるはずだった未来があるからです。私は、汚され・奪われてしまった家・田んぼ・畑・山・川・生まれ育った地域にあるものの変化を、出来る限り見届けたいと思いました。

そして、生きる場を奪われたことで、物理的に断ち切られてしまった地域の人々との繋がりも、少しでも取り戻したいと思いました。ミカンを届けることを理由に、県内各地の仮設住宅や民間借上げ住宅、隣県へ避難した人達などと、直接会う事が出来ました。家族や共通の知人友人の安否について、

地震や津波で受けた被害の様子、原発事故直後の混乱、避難先に辿り着くまでの経緯、避難先での生活状況、帰還の意向、国の復興政策や東京電力への不満など、会うたび様々な話しをしました。私にとってミカンは、生きてきた地域やその地域の人々と定期的に繋がり続けるための、大切な道具になりました。

一時帰宅をする人・しない人、またその理由・目的は、避難者それぞれの思いがあっての事です。生きる場を奪った当人が、一時帰宅に疑問を投げかけるなど、言語道断です。

＜批判③； 農業賠償に関して、利益の減少分以上の賠償を行っているかのような説明をしたが、農業という生業に対する理解に欠けている＞

東京電力は、私の事例を挙げ、賠償実績を 2010 年の農業所得と対比させ、約 470 万円超過する賠償金を支払った旨の説明をしました。しかし、その賠償額は､営農面積に基づき作物の種類ごとの作付け面積によって算出する(期待所得）という、東京電力が自ら用いた計算式で決定されたものです。統計に基づいたこの方法をとることで、年毎に所得が大きく変動しがちな業種である農業においても妥当な金額を示すことができ、両者合意に至りやすい算定方法であると、私自身も理解しています。よって、東京電力は、当たり前の賠償額を支払ったに過ぎず、単年度の農業所得と比較しどうのこうの言うべきものではありません。

加えて言うと、本来は、期待所得の賠償だけでは済みません。農業は、土地・建物・機械、それに地縁・血縁という人間関係や、農協・市場・小売店・飲食店・消費者などとの信頼関係があってこそ成り立ち、続ける事の出来る生業です。東京電力は、長い年月を要して築いてきた、これらの成り立ちを破壊しているのです。金銭で代え難い、農業経営の根幹となるものを消失させておいて､「利益の減少分以上の賠償をしている」など、農業という生業を理解できていないのでしょうか。

また、東京電力は、「特別な努力」として、避難先で新たに得た収入（利益）を賠償額から控除していないと説明しました。では、生業を取り戻すために避難先で新たに発生した損失には、どのように対処するのでしょうか。私は避難先の愛媛県において営農を再開させましたが、愛媛での農業経営は赤字が続いています。農業収入（売上）が 400 万円を超えた 2013 年以降、2018 年までの 6 年間の農業所得の合計利益は約 1080 万円のマイナスとなっています。気候や地理的条件がまったく異なる土地で、新たな作物栽培に取り組み、十分な施設や機械もなく、新たな人間関係の中で経営を成り立たせることは困難を極めたのです。この損失は、「無駄な努力」として放置するつもりでしょうか。まだ明確にはなっていません。

そもそも東京電力は、私に対する農業賠償に関し、昨年 5 月にようやく 2011 年分の支払いに応じたのみで、2012 年以降の賠償請求には未だに応じていません。本訴訟は、精神的損害を求めるものでありますので、これ以上の批判はしませんが、東京電力には誠意ある対応を求めます。

＜批判④；自主的避難等対象区域からの避難は不要であったかのような説明であったが、加害者意識が欠如した責任逃れである＞

東京電力は、「自主的避難等対象地域では、大部分が避難せず、保育園・幼稚園・学校等が再開され、様々な行事も行われた。このような状況の中でも、一律 12 万円、妊婦・子供にはプラス 40 万円を賠償した」という旨を述べました。しかし、東京電力の説明には、加害者意識が感じられず、何によって被害を与えたのか、どのような被害を与えたのかすら認識していないのではないかと感じました。

特に、『いわき市の広報誌を用いた説明』と『いわき市民の様子を写した 34 枚もの写真を示した説明』は、言わんとする事が、「避難した市民は、勝手に不安を増幅させ、避難などという不要な行動をしたのだ」ということでした。 しかし当時の状況はどうだったでしょうか。

『いわき市・東日本大震災の証言と記録（2013/3/23；いわき市発行）によると、3月13日には、原発に近いいわき市北部の住民に対し、市独自の判断による避難要請がありました。3月15日には、市内最大値となる23.72マイクロシーベルト/時の放射線量を観測しました。3月18日には、妊婦及び40歳未満の市民を対象に、市独自の判断で安定ヨウ素剤の配布が始まりました。3月23日には、水道水から基準値を超える放射性物質を検出し、乳児の水道水摂取制限が呼びかけられました。このような状況に陥った時、市民は何を思い、どのように行動するでしょうか。

2012年7月にいわき市が実施した『市内在住者への震災アンケート』の結果を見ると、避難を経験した市民は55.4%となっており、「欲しかった情報は？」という問いに対し、「福島原発事故の状況及び放射線量」と答えた方が最多となり80%を超えています。

また、2011～2014年にかけていわき市が4回実施した『市外避難者アンケート』の結果を見ると、「いわき市へ戻るうえでの課題」という問いに対し、いずれの調査結果でも「原発事故の収束」または「放射線の不安解消」と答えた方が最多となり60%を超えています。

さらに、いわき市同様、大部分が自主的避難等対象区域となった福島市が実施したアンケート結果（放射能に関する市民意識調査；2012年5月実施）を見ると、原発事故発災から1年2ヶ月を経過してもなお、「できれば避難したい」という答えが33.7%、「福島県の子どもたちの将来が不安だ」との答えが89.1%となっていました。

これらのアンケート結果は何を意味するのでしょうか。震災前の普段の生活の中で、原発事故や放射線被ばくに関して、我が事として考えたことのある人は少ないでしょう。私たちは、原発の危険性についてほとんど知らされず、その安全性を漠然と信じ込まされてきたのです。そして、原発事故の当事者となったのです。国を、東京電力を、どうやって信じろとい

うのでしょうか。

避難指示区域でなくても、いわき市民だって「原発事故の拡大と被ばくの恐怖」や「政府・東電への不信感」を抱きながら、不安な日々を送っていたのです。

いわき市からの自主的避難も、不安と混乱の中にあって大切なものを守るために、仕方なく選択した行動だったはずです。

私は、いわき市で何があったのかを、さらに知るため、当時のいわき市長であった渡辺敬夫さんに連絡を取りました。そして、東京電力が使用したプレゼンテーション資料をお見せし、次の 3 点についてお話しを聞きました。その答えは以下のとおりです。

・「いわきは安全だ」と発信した文書の真意（東京電力；口頭説明資料 11 ページについて）

「いわき市には、数値いくらだったら安全なのか、安全じゃないのか、という判断能力を持ち得なかった」、「国がいわき市の各所のデータをとって、松下経産副大臣が何回か説明に来て、政府が屋内退避の指定を解除したいという話しがあって、それと山下先生（長崎大学教授、福島県放射線健康リスク管理アドバイザー；当時）が、この数値だったらまだ大丈夫なんじゃないかという判断材料で、いわき市は安全だという話しをした」、「だから東京電力が広報誌を使って『いわき市長が』って言ったって、それは判断材料が無いなかでの判断を国と教授の話しを聞いて『安全だ』っと言ったというだけの話し」

・市民生活の実態（東京電力；口頭説明資料 13～18 ページについて）

「各行事はもったかもしれないけど、それは市民はそれぞれ不安もあったろうし、震災前と震災の後でどうだったんだって言ったら、それは心にそういうものを持ちながら、市民は覚悟していたのではないかと思います」、「がんばっぺ！いわき通信（東京電力；口頭説明資料 11 ページの広

報誌）には相当批判もありましたし、ずいぶん苦情も来ましたから、何が安全なんだ、って言う事で」、「震災以降は、みんな傷ついてやってるってことですよ」

・今の思い

「その当時は判断材料がなかったから安全だと言ったけど、私自身が終始一貫安全だと言っている訳じゃない」、「私が安全だと言ったのは、まだ事故から１ヶ月後ですからね、それから１年、２年、３年と来て、今は皆さんそれぞれ自分の判断材料となるものが出てきているわけだから、当時の自分の判断が安全だと言い切れたのか、間違いだったんじゃないのかなってのは、疑問に思ってる」

そして、渡辺さんは最後に、「東電の主張は、一部分だけ切り取った話しなんで、私自身に確認したわけでもない。たまたま出した文書を取り上げてやっているというやり方なんだ。だからこれはもう、徹底的にやった方がいいよ」と話しました。

原発事故後のいわき市の実状は、「確かな情報を得、確かな判断をできる状況ではなかった」、「市民は恐怖し心傷つき不安の中にいた」という事ではないでしょうか。にもかかわらず、東京電力のプレゼンテーションは、市民の思いにも、対応にあたった市職員や市長の思いにも触れてはいません。自分たちの都合のよいように、偏った事実だけを後世に伝えてしまうようなモノでした。

東京電力は、国を後ろ盾に被害者と対峙しているように感じます。しかし、私たちは、東京電力が心ない人達の集まりではない事を知っています。国とぶつかっても、加害者としての責任を果たそうとする姿を見せて欲しいです。

3、前に進みたい

「私たちは無理な要求をしていない。責任を認める気持ちがあるならば、

裁判を長引かせずに、終わらせるという決断をして欲しい」、「元の生活をしたい」、「前に進みたい」。 原発事故から 10 年を経た、原告の声です。

私たちが提訴を行うまでの 3 年は、国自ら加害者である責任を認め、東京電力とともに被害者の積極的救済を図ることを期待していました。しかし、国は原発事故の責任を認めず、私たちと争う姿勢をとりました。そして、原発事故発災からまさかの 10 年、私たちは、いまだに過去に囚われたままです。

「我々は原発に助けられて、なんとかこれまで生きて来られた」と言っていた 80 代男性は、「今は、何年生きられるか、ぐらいしか考えられないんだよな」と言います。そう思うことしか出来なくなった老人の心情を考えると、悔しくて仕方ありません。

だからこそ私は、夢も希望も語れないような大地にさせてたまるかと思います。いずれ、安全・安心と胸を張れる大地を取り戻し、祖先たちが命を繋いできた大地へ、子孫たちが笑顔で戻れるようにしたいと夢みています。

福島第一原子力発電所の事故は、絶対に起きてはならない出来事でした。『目に見えないモノ』が恐怖を生み、生きる場を奪い、家族を引き裂き、人々の営みを破壊しました。あまりに悲しく、あまりに悔しい結果を生みました。

なぜこんなことになったのか、どこに『誤り』があったのか。被害者が納得する形で究明できなければ、この惨事を終わらせる事はできません。もし、東京電力という一企業に責任をなすりつけ、国の責任を有耶無耶にさせる結果となるならば、『被害の回復』はますます遅れてしまいます。そしてこの社会は、再び誤った道へ進みかねません。

裁判官の皆様、私たちは「前に進みたい」と願っています。 国と東京電力に対し、事実の歪曲を許さず、被害の実態を把握させ、責任逃れを許さ

ぬ判断をされますよう、お願い申し上げます。